令和８年　第１０回

佐野市農業委員会総会議事録

佐野市農業委員会総会議事録

１．開催日時　　令和８年９月１７日（木）午後１時３０分から午後２時２５分まで

２．開催場所　　佐野市役所　６階　大会議室Ａ・Ｂ

３．出席委員　（１５人）

会長	１６番	向田栄一
委員	１番	青木務
委員	２番	佐取潤一
委員	３番	立川幸一
委員	４番	福地英之
委員	５番	美濃島喜久夫
委員	６番	安原茂
委員	７番	岩上政衛
委員	８番	深澤雄二
委員	９番	篠原幸雄
委員	１１番	若田部満
委員	１２番	村樫太郎
委員	１３番	蘰原洋子
委員	１４番	中島福一
委員	１５番	馬場惠子

４．欠席委員　（１人）

委員	１０番	石澤和枝

５．議事日程

日程第１　会期の決定について
日程第２　議事録署名委員の指名について
日程第３　会議書記の指名について
日程第４　報告第１号から報告第２号までについて
　報告第１号　農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出について
　報告第２号　農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出について
日程第５　議案第１号から議案第４号までについて
　議案第１号　農地法第３条第１項の規定による許可申請について
　議案第２号　農地法第５条第１項の規定による許可申請について
　議案第３号　農用地利用集積等促進計画(案)について

議案第４号　農用地利用集積等促進計画(所有権の移転)作成に係る要請について

６．農業委員会事務局職員

事務局長		櫻井学
副参事		森久仁彦
農地調整係	係長	亀山聡士
	主査	茂木香陽子
	主査	安在亮人
	主事補	小林准
	主事補	石川大翔

７．会議の概要

事務局長	ただいまから、令和８年第１０回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。
議　長	開会に先立ち、本日の出席委員数を事務局長に報告してもらいます。
事務局長	はい、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は、１５名でございます。なお、佐野市農業委員会総会規則第４条による欠席の届出のあった委員は、議席番号１０番　石澤和枝委員の１名でございます。 また、農地利用最適化推進委員の出席は１４名でございます。
議　長	事務局長の報告のとおり、出席委員数は１５名であります。したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。 ただいまから、令和８年第１０回佐野市農業委員会総会を開会いたします。 これより、議事日程に入ります。 日程第１、会期の決定についてでありますが、本日１日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 （なしの声） 異議なしと認め、会期は本日１日と決定いたします。 次に、日程第２、議事録署名委員の指名についてでありますが、総会規則第１９条第２項の規定により、議席番号３番　立川幸一委員、議席番号

１４番　中島福一委員を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第３、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の茂木香陽子主査、安在亮人主査を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第４に入ります。報告の案件は、報告第１号から報告第２号までであります。

まず報告第１号　農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出について事務局に報告してもらいます。

事務局　報告第１号　農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第２条第７号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第３条の規定により報告します。
令和８年９月１７日提出　佐野市農業委員会会長。

（報告第１号　朗読し報告）

議　長　事務局の報告が終わりました。報告第１号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、報告第２号　農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出について事務局に報告してもらいます。

事務局　報告第２号　農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第２条第７号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第３条の規定により報告します。
令和８年９月１７日提出　佐野市農業委員会会長。

（報告第２号　朗読し報告）

議　長　事務局の報告が終わりました。報告第２号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第５に入ります。本日、ご審議いただく案件は、議案第１号

から議案第４号まででございます。
　はじめに議案第１号　農地法第３条第１項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案第１号の説明をしてもらいます。

事務局

　議案第１号　農地法第３条第１項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。
　令和８年９月１７日提出　佐野市農業委員会会長。
　３条９３６番　売買による所有権の移転、対価は〇〇円です。申請地までの距離は〇〇町の拠点から５㎞、所要時間は１０分です。大農機具の所有状況は、トラクター２台、草刈機１台を所有しております。主な経営作物は、米・果樹となっております。農作業従事人数は１人、従事日数は１５０日です。検討事項６項目につきましては、６番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他５項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。
　３条９３７番　売買による所有権の移転、対価は〇〇円です。申請地までの距離は２．５㎞、所要時間は１０分です。大農機具の所有状況は、トラクター１台、草刈機３台を所有しております。主な経営作物は、米・果樹・野菜となっております。農作業従事人数は１人、従事日数は２４０日です。検討事項６項目につきましては、６番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他５項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。
　３条９３８番　売買による所有権の移転、対価は〇〇円です。申請地までの距離は１０㎞、所要時間は２０分です。大農機具の所有状況は、トラクター１台、草刈機１台をリース予定です。主な経営作物は、ヨモギとなっております。農作業従事人数は１人、従事日数は１５０日です。検討事項６項目につきましては、６番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他５項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。
　３条９３９番　売買による所有権の移転、対価は〇〇円です。申請地までの距離は０．１㎞、所要時間は１分です。大農機具の所有状況は、耕運機１台、草刈機１台を所有しております。主な経営作物は、米・野菜となっております。農作業従事人数は１人、従事日数は１５０日です。検討事項６項目につきましては、６番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他５項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんの

で、総合意見としては許可相当と思われます。
　３条９４０番　売買による所有権の移転、対価は○○円です。申請地までの距離は０．２㎞、所要時間は５分です。大農機具の所有状況は、トラクター２台、田植機１台、コンバイン１台、噴霧器１台、草刈機１台を所有しております。主な経営作物は、米・野菜となっております。農作業従事人数は１人、従事日数は１６０日です。検討事項６項目につきましては、６番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他５項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。
　３条９４１番　売買による所有権の移転、対価は○○円です。申請地までの距離は購入予定の拠点から０．１㎞、所要時間は１分です。大農機具の所有状況は、トラクター１台、耕運機１台を所有予定です。主な経営作物は、野菜となっております。農作業従事人数は２人、従事日数は３００日です。検討事項６項目につきましては、６番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他５項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。
　３条９４２番　贈与による所有権の移転。申請地までの距離は購入予定の家から０．１㎞、所要時間は１分です。大農機具の所有状況は、手作業での営農をするとのことでありません。主な経営作物は、果樹となっております。農作業従事人数は２人、従事日数は１５０日です。検討事項６項目につきましては、６番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他５項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。以上です。

議　長　　事務局の説明が終わりました。
　なお、議案第１号　３条９４１番の案件については、農地調整審査会が行われておりますので、審査報告に入ります。
　３条９４１番について、審査会班長お願いします。

審査会班長　　それでは、審査会の結果を報告します。
　３条９４１の案件について報告します。本申請につきましては、売買による所有権の移転８筆の申請になります。申請人は、○○市に居住しており、定年退職したことを機に農業を営むために農地を取得する申請となります。申請地の現況は、いずれも特に問題なく、作付計画としましては、野菜を栽培、収穫、販売する予定となっております。また、申請地の

一部では地域で一体となって営農されている場所が含まれているため支障が出ないように配慮しながら耕作することを確認しております。
以上のようなことから、総合的に判断した結果、審査会の意見としては、適当であると判断いたしました。以上で審査会の報告とさせていただきます。ご協議よろしくお願いします。

議　長

ありがとうございました。
以上で審査会の結果報告が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。
お諮りします。議案第１号について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。
よって、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第２号　農地法第５条第１項の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局に議案第５号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第２号　農地法第５条第１項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。
令和８年９月１７日提出　佐野市農業委員会会長。

（議案第２号　朗読し説明）

議　長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第２号５条１２７０番から５条１２７４番について、調査班お願いします。

調査班

５条１２７０番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第１種農地のため原則不許可です。立地基準は、集落接続に該当し、一般基準は、２番から１２番までを検討した結

果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。
以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。
５条１２７１番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第２種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、集落接続に該当し、一般基準は、２番から１２番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。
以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。
５条１２７２番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第２種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、集落接続に該当し、一般基準は、２番から１２番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。
以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。
５条１２７３番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第１種農地のため原則不許可です。立地基準は、既存の施設の拡張に該当し、一般基準は、２番から１２番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。
以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。
５条１２７４番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第１種農地のため原則不許可です。立地基準は、既存の施設の拡張に該当し、一般基準は、２番から１２番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。
以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

議　長　　ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。
お諮りいたします。議案第２号については、転用に係る面積が３０ａ以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。
よってそのように決定いたしました。

次に、議案第３号　農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題といたします。
事務局に議案第３号の説明をしてもらいます。

事務局　　議案第３号　農用地利用集積等促進計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定により、佐野市長から協議がありましたので、意見を求めます。
令和８年９月１７日提出　佐野市農業委員会会長。

（議案第３号　朗読し説明）

議　長　　事務局の説明が終わりました。
ここで、質疑に入る前に、議事参与の制限についてご案内します。
地域計画区域外の３５番から３８番及び地域計画区域内の１９２番と１９３番について、議席番号１３番　蔵原洋子委員が議事参与の制限に該当します。
以上６件について審議します。
蔵原洋子委員の退室をお願いします。

（蔵原委員　退室１４：１１）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。
お諮りいたします。地域計画区域外の３５番から３８番及び地域計画区域内の１９２番と１９３番について、計画のとおり承認することに賛成の委員の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。
よってそのように決定いたしました。
蘰原洋子委員の入室をお願いします。

（蘰原委員　入室１４：１２）

次に、地域計画区域外の９５番と９６番、地域計画区域内の３番と４番及び３２１番から３３１番について、議席番号９番　篠原幸雄委員が議事参与の制限に該当します。
以上１５件について審議します。
篠原幸雄委員の退室をお願いします。

（篠原委員　退室１４：１３）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。
お諮りいたします。地域計画区域外の９５番と９６番、地域計画区域内の３番と４番及び３２１番から３３１番について、計画のとおり承認することに賛成の委員の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。
よってそのように決定いたしました。
篠原幸雄委員の入室をお願いします。

（篠原委員　入室１４：１４）

次に、地域計画区域内の６番について、議席番号１番　青木務委員が議事参与の制限に該当します。
青木務委員の退室をお願いします。

（青木委員　退室１４：１４）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。
お諮りいたします。地域計画区域内の６番について、計画のとおり承認することに賛成の委員の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。
よってそのように決定いたしました。
青木務委員の入室をお願いします。

（青木委員　入室１４：１５）

次に、地域計画区域内の１９６番について、議席番号４番　福地英之委員が議事参与の制限に該当します。
福地英之委員の退室をお願いします。

（福地委員　退室１４：１５）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。
お諮りいたします。地域計画区域内の１９６番について、計画のとおり承認することに賛成の委員の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。
よってそのように決定いたしました。
福地英之委員の入室をお願いします。

（福地委員　入室１４：１６）

次に、地域計画区域内の２２９番について、議席番号５番　美濃島喜久

夫委員が議事参与の制限に該当します。
美濃島喜久夫委員の退室をお願いします。

（美濃島委員　退室１４：１７）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。
お諮りいたします。地域計画区域内の２２９番について、計画のとおり承認することに賛成の委員の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。
よってそのように決定いたしました。
美濃島喜久夫委員の入室をお願いします。

（美濃島委員　入室１４：１８）

次に、議案第３号の議事参与の制限以外の案件について審議します。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。
お諮りいたします。議案第３号の議事参与の制限以外の案件について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。
よって、そのように決定いたしました。

次に、議案第４号　農用地利用集積等促進計画(所有権の移転)作成に係る要請についてを議題といたします。
事務局に議案第４号の説明をしてもらいます。

事務局　　議案第４号　農用地利用集積等促進計画(所有権の移転)作成に係る要請について、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項の規定により、農用地利用集積等促進計画(所有権の移転)作成を要請することについて、意見を求めます。
令和８年９月１７日提出　佐野市農業委員会会長。

（議案第４号　朗読し説明）

議　長　　事務局の説明が終わりました。
ここで、質疑に入る前に、議事参与の制限についてご案内します。
農地売買等支援事業の２番について、議席番号２番　佐取潤一委員が議事参与の制限に該当します
以上１件について審議します。
佐取潤一委員の退室をお願いします。

（佐取委員　退室１４：２２）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。
お諮りいたします。農地売買等支援事業の２番について、申出のとおり計画作成を要請することに賛成の委員の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。
よってそのように決定いたしました。
佐取潤一委員の入室をお願いします。

（佐取委員　入室１４：２３）

議案第４号の議事参与の制限以外の案件について審議します。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。
お諮りいたします。議案第４号の議事参与の制限以外の案件について、申出のとおり計画作成を要請することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。
よって、そのように決定いたしました。

さて、お手元にお配りしました農地法第４条申請に係る意見聴取　令和８年８月分に対する回答についてをご覧ください。令和８年第９回の定例会において議決し、栃木県農業会議の常設審議委員会に意見聴取した案件でございますが、許可相当との意見を得ましたことをので、他法令との調整のうえ会長専決にて許可書を交付したことをご報告いたします。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。令和８年第１０回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

午後２時２５分閉会